

**令和2年度 松山市会計年度任用職員
(パートタイム消費生活相談員) 採用試験実施要領**

令和2年1月15日

松山市会計年度任用職員(パートタイム消費生活相談員)採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

| 試験区分 | 採用予定人数 | 勤務場所 |
|---------|--------|--|
| 消費生活相談員 | 5人程度 | 松山市消費生活相談窓口 (松山市二番町四丁目7番地2 市役所本館1階 消費生活センター) |

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

- (1) 消費生活全般にわたる相談
- (2) 苦情等の受付及び処理
- (3) 相談情報データの入力
- (4) 消費者教室の講師
- (5) 消費生活に関する情報知識の提供等
- (6) その他消費生活に関し職員が指示する業務

3 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

- (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 消費生活専門相談員資格取得者【(独)国民生活センター】
 - イ 消費生活アドバイザー資格取得者【(一財)日本産業協会】
 - ウ 消費生活コンサルタント資格取得者【(一財)日本消費者協会】
 - エ 消費生活相談員資格取得者【国家資格】
 - オ アからエまでに掲げる資格を有していないが、当該資格の取得に努める意欲があり、かつ、地方公共団体、消費者団体、事業者、国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情相談等の事務に従事した経験を有するなど、その実績に鑑み、消費生活相談についての専門的な知識及び技術を有すると認められる者
- (2) パソコンの基本操作(文書作成及び表計算)ができる者
- (3) 次のアからエまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 受付期間

受付期間は、令和2年1月15日(水)から令和2年2月5日(水)までです。

(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、令和2年2月5日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

5 試験日時、試験会場及び合格発表

| 試験日時 | 試験会場 | 合格発表 |
|--------------|---|------------------------------|
| 令和2年2月25日(火) | KH三番町プレイスビル 3階 第2会議室 (松山市三番町四丁目11番地6) | 令和2年3月上旬(予定)に受験者全員に合否を通知します。 |

(注) 試験日時等の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

6 試験の方法

| 科目 | 内容 | 時間 |
|------|-----------------|------|
| 口述試験 | 主として人物についての個別面接 | 約15分 |

7 申込方法

次の(1)から(3)までに掲げる書類を市民相談課に直接提出し、又は簡易書留(封筒の表に「消費生活相談員採用試験申込み」と朱書きしてください。)で送付してください。受付期間終了後、申込者に受験案内及び面接カードを送付します。

- (1) **市販の履歴書(A4判)**(必要事項を記入し、申込前3箇月以内に撮影した顔写真を添付すること。)
- (2) **申込理由**(市販のA4縦書き原稿用紙に直筆かつ800字程度で作成すること。)
- (3) **上記3(1)アからエまでに掲げる資格を有することを証する書類の写し**(当該資格を取得見込みの場合には不要。ただし、履歴書に当該資格を取得見込みである旨を記載し、かつ、当該資格取得後に当該書類の写しを提出すること。)

(注) 令和2年2月18日(火)までに受験案内が届かない場合は、市民相談課に連絡してください。

8 採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員(パートタイム消費生活相談員)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載します。採用は、令和2年4月1日以後、欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

9 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 月曜日から金曜日までのうち4日程度の勤務で、午前8時30分から午後5時までの間で勤務時間が5時間、休憩時間が1時間です。
- (2) **週休日及び休日** 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (3) **有給休暇** 年次休暇、夏季休暇等
- (4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、基本報酬の支給日は、原則として、毎月21日です。

| 基本報酬 | その他報酬等 |
|-------------------------|--------------------------------|
| 月額111,948円(令和元年12月1日現在) | 通勤に係る費用弁償、期末手当、時間外勤務手当等に相当する報酬 |

備考 昇給及び退職手当の支給はありません。

- (5) **任用期間** 令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、令和5年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職(解雇)する場合があります。
- (6) **条件付採用** 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職(解雇)する場合があります。
- (7) **保険等** 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償制度
- (8) **兼業** 兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要になります。

(注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

10 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (3) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) 履歴書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに市民相談課に問い合わせてください。

<提出先及び問合せ先>〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市 市民部 市民相談課 消費生活センター担当
電話 089-948-6381